

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ひらせいホームセンター糸魚川店  
所在地 糸魚川市上刈5丁目1322-1 外  
設置者 株式会社ひらせいホームセンター
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 3,646平方メートル  
(変更後) 4,450平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 荷さばき施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
    - イ 廃棄物等の保管施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 株式会社ひらせいホームセンター 午前9時30分から午後10時00分  
株式会社ひらせいトータルインテリアハウス 午前9時30分から午後10時00分  
株式会社日野屋玩具 午前9時30分から午後10時00分  
(変更後) 株式会社ひらせいホームセンター 午前9時00分から午後10時00分  
株式会社ひらせいトータルインテリアハウス 午前9時00分から午後10時00分  
株式会社日野屋玩具 午前9時00分から午後10時00分
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時00分から午後10時00分  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分
- 3 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
令和3年11月30日
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
令和3年11月30日
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項  
令和3年3月10日
- 4 変更の理由  
一部建物の建替えを行い、営業時間についても見直しを行うため
- 5 届出年月日  
令和3年3月9日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課  
(なお、糸魚川市産業部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和3年3月19日から令和3年7月19日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp